

令和7年度使用教科用図書代替教材掲載補償金額

I 言語の著作物

言語の著作物を著作権法第33条の2第1項の教科用代替教材に掲載する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用代替教材のそれぞれについて、当該著作物の種類及び当該教科用代替教材の発行部数に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	1千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
第一種	国内	19,250	19,910	20,680	21,450	22,220	22,880	23,650	24,420
	国外	17,500	18,100	18,800	19,500	20,200	20,800	21,500	22,200
第二種	国内	12,650	13,200	13,640	14,190	14,630	15,070	15,620	16,060
	国外	11,500	12,000	12,400	12,900	13,300	13,700	14,200	14,600
第三種	国内	7,590	7,810	8,140	8,470	8,800	9,020	9,350	9,680
	国外	6,900	7,100	7,400	7,700	8,000	8,200	8,500	8,800
第四種	国内	1,870	1,870	1,980	1,980	2,090	2,200	2,200	2,310
	国外	1,700	1,700	1,800	1,800	1,900	2,000	2,000	2,100

発行 種類	部数	8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
第一種	国内	25,080	25,850	
	国外	22,800	23,500	
第二種	国内	16,610	17,050	
	国外	15,100	15,500	
第三種	国内	9,900	10,230	
	国外	9,000	9,300	
第四種	国内	2,310	2,420	
	国外	2,100	2,200	

中学校用（英語の教科書以外）

(単位：円)

発行 種類	部数	1千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
第一種	国内	19,250	19,910	20,680	21,450	22,220	22,880	23,650	24,420
	国外	17,500	18,100	18,800	19,500	20,200	20,800	21,500	22,200
第二種	国内	12,760	13,310	13,750	14,190	14,740	15,180	15,620	16,060
	国外	11,600	12,100	12,500	12,900	13,400	13,800	14,200	14,600
第三種	国内	7,700	7,920	8,250	8,470	8,800	9,130	9,350	9,680
	国外	7,000	7,200	7,500	7,700	8,000	8,300	8,500	8,800
第四種	国内	1,870	1,870	1,980	1,980	2,090	2,200	2,200	2,310
	国外	1,700	1,700	1,800	1,800	1,900	2,000	2,000	2,100

発行 種類	部数	8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
第一種	国内	25,080	25,850	
	国外	22,800	23,500	
第二種	国内	16,610	17,050	
	国外	15,100	15,500	
第三種	国内	9,900	10,230	
	国外	9,000	9,300	
第四種	国内	2,310	2,420	
	国外	2,100	2,200	

中学校用（英語の教科書）

（単位：円）

発行 部数 種類		1千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
第一種	国内	19,030	19,690	20,460	21,230	22,000	22,660	23,430	24,200
	国外	17,300	17,900	18,600	19,300	20,000	20,600	21,300	22,000
第二種	国内	12,540	13,090	13,530	13,970	14,520	14,960	15,400	15,840
	国外	11,400	11,900	12,300	12,700	13,200	13,600	14,000	14,400
第三種	国内	7,700	7,920	8,250	8,470	8,800	9,020	9,350	9,570
	国外	7,000	7,200	7,500	7,700	8,000	8,200	8,500	8,700
第四種	国内	1,650	1,650	1,760	1,870	1,980	1,980	2,090	2,200
	国外	1,500	1,500	1,600	1,700	1,800	1,800	1,900	2,000

発行 部数 種類		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
第一種	国内	24,860	25,630	
	国外	22,600	23,300	
第二種	国内	16,390	16,830	
	国外	14,900	15,300	
第三種	国内	9,900	10,120	
	国外	9,000	9,200	
第四種	国内	2,200	2,310	
	国外	2,000	2,100	

高等学校用

（単位：円）

発行 部数 種類		1千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
第一種	国内	17,820	18,590	19,250	20,020	20,680	21,340	22,110	22,770
	国外	16,200	16,900	17,500	18,200	18,800	19,400	20,100	20,700
第二種	国内	11,880	12,320	12,870	13,310	13,750	14,190	14,630	15,180
	国外	10,800	11,200	11,700	12,100	12,500	12,900	13,300	13,800
第三種	国内	6,930	7,150	7,480	7,700	8,030	8,360	8,580	8,910
	国外	6,300	6,500	6,800	7,000	7,300	7,600	7,800	8,100
第四種	国内	1,870	1,870	1,980	1,980	2,090	2,090	2,200	2,200
	国外	1,700	1,700	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000

発行 部数 種類		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
第一種	国内	23,540	24,200	
	国外	21,400	22,000	
第二種	国内	15,620	16,060	
	国外	14,200	14,600	
第三種	国内	9,130	9,460	
	国外	8,300	8,600	
第四種	国内	2,310	2,310	
	国外	2,100	2,100	

備 考

- 「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 第一種とは、教科用代替教材に掲載された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。
- 第二種とは、詩及び教科用代替教材に掲載された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第三種とは、教科用代替教材に掲載された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。
- 国語文をローマ字により掲載する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。
- 翻訳され又は翻案された著作物を教科用代替教材に掲載する場合において、原著作物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著作物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅱ 音楽の著作物

音楽の著作物を教科用図書代替教材に掲載する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用図書代替教材のそれぞれについて、当該教科用図書代替教材の発行部数に応じ、歌詞又は楽曲毎に以下の表のとおりとする。

小学校用

(単位：円)

発行部数		1千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
補償金	国内	2,420	2,420	2,530	2,640	2,750	2,750	2,860	2,970
の額	国外	2,200	2,200	2,300	2,400	2,500	2,500	2,600	2,700

発行部数		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
補償金	国内	2,970	3,080	
の額	国外	2,700	2,800	

中学校用（英語の教科書以外）

(単位：円)

発行部数		1千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
補償金	国内	2,420	2,420	2,530	2,640	2,750	2,750	2,860	2,970
の額	国外	2,200	2,200	2,300	2,400	2,500	2,500	2,600	2,700

発行部数		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
補償金	国内	2,970	3,080	
の額	国外	2,700	2,800	

中学校用（英語の教科書）

(単位：円)

発行部数		1千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
補償金	国内	2,310	2,310	2,420	2,530	2,640	2,640	2,750	2,860
の額	国外	2,100	2,100	2,200	2,300	2,400	2,400	2,500	2,600

発行部数		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
補償金	国内	2,860	2,970	
の額	国外	2,600	2,700	

高等学校用

(単位：円)

発行部数		1千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
補償金	国内	2,310	2,310	2,420	2,530	2,640	2,640	2,750	2,860
の額	国外	2,100	2,100	2,200	2,300	2,400	2,400	2,500	2,600

発行部数		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
補償金	国内	2,860	2,970	
の額	国外	2,600	2,700	

備 考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

Ⅲ 美術の著作物・写真の著作物

発行された美術の著作物又は発行された写真の著作物を教科用代替教材に掲載する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用代替教材のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様及び当該教科用代替教材の発行部数に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用

(単位：円)

発行 部数 大きさ		1千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
1 ページ 大	国内	2,970	3,190	3,410	3,630	3,960	4,180	4,400	4,620
	国外	2,700	2,900	3,100	3,300	3,600	3,800	4,000	4,200
1/2ページ 大	国内	1,430	1,540	1,760	1,870	1,980	2,090	2,200	2,420
	国外	1,300	1,400	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,200
1/4ページ 大以内	国内	880	880	990	990	1,100	1,210	1,210	1,320
	国外	800	800	900	900	1,000	1,100	1,100	1,200

発行 部数 大きさ		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
1 ページ 大	国内	4,840	5,060	
	国外	4,400	4,600	
1/2ページ 大	国内	2,530	2,640	
	国外	2,300	2,400	
1/4ページ 大以内	国内	1,320	1,430	
	国外	1,200	1,300	

中学校用（英語の教科書以外）

(単位：円)

発行 部数 大きさ		1千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
1 ページ 大	国内	2,970	3,190	3,410	3,630	3,960	4,180	4,400	4,620
	国外	2,700	2,900	3,100	3,300	3,600	3,800	4,000	4,200
1/2ページ 大	国内	1,430	1,540	1,760	1,870	1,980	2,090	2,200	2,420
	国外	1,300	1,400	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,200
1/4ページ 大以内	国内	770	770	880	880	990	1,100	1,100	1,210
	国外	700	700	800	800	900	1,000	1,000	1,100

発行 部数 大きさ		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
1 ページ 大	国内	4,840	5,060	
	国外	4,400	4,600	
1/2ページ 大	国内	2,530	2,640	
	国外	2,300	2,400	
1/4ページ 大以内	国内	1,210	1,320	
	国外	1,100	1,200	

中学校用（英語の教科書）

（単位：円）

発行部数 大きさ		1千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
1 ページ	国内	2,970	3,190	3,410	3,630	3,960	4,180	4,400	4,620
	大 国外	2,700	2,900	3,100	3,300	3,600	3,800	4,000	4,200
1/2ページ	国内	1,320	1,430	1,650	1,760	1,870	1,980	2,090	2,310
	大 国外	1,200	1,300	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,100
1/4ページ	国内	770	770	880	880	990	1,100	1,100	1,210
	大以内 国外	700	700	800	800	900	1,000	1,000	1,100

発行部数 大きさ		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
1 ページ	国内	4,840	5,060	
	大 国外	4,400	4,600	
1/2ページ	国内	2,420	2,530	
	大 国外	2,200	2,300	
1/4ページ	国内	1,210	1,320	
	大以内 国外	1,100	1,200	

高等学校用

（単位：円）

発行部数 大きさ		1千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
1 ページ	国内	2,970	3,080	3,300	3,520	3,740	3,850	4,070	4,290
	大 国外	2,700	2,800	3,000	3,200	3,400	3,500	3,700	3,900
1/2ページ	国内	1,320	1,430	1,540	1,650	1,760	1,870	1,980	2,090
	大 国外	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900
1/4ページ	国内	660	660	770	770	880	990	990	1,100
	大以内 国外	600	600	700	700	800	900	900	1,000

発行部数 大きさ		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
1 ページ	国内	4,400	4,620	
	大 国外	4,000	4,200	
1/2ページ	国内	2,200	2,310	
	大 国外	2,000	2,100	
1/4ページ	国内	1,100	1,210	
	大以内 国外	1,000	1,100	

備 考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 「1 ページ大」とは、一の著作物を2分の1 ページを超え、1 ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「2 分の1 ページ大」とは、一の著作物を4分の1 ページを超え、2 分の1 ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「4 分の1 ページ大以内」とは、一の著作物を4 分の1 ページ以内の大きさで掲載する場合をいう。
- 写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科用図書代替教材に掲載するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅳ その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科用図書代替教材に掲載する場合の補償金の額は、通常の使用料の額に相当する額又は通常の使用料の額に相当する額の範囲内において当該著作物を教科用図書代替教材に掲載する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。